

## 学校給食費の無償化を求める意見書

学校給食は、学校給食法に基づき実施され、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため栄養のバランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることに加え、食に関する指導を効果的に進める重要な教材として、その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

「義務教育は、これを無償とする」と定めた日本国憲法第26条第2項や教育基本法第4条第2項により、授業料を徴収しないこととされている。食育という教育を行うのに必要不可欠である学校給食費についても、義務教育段階においては、無償化されている教科書と同様に無償化し、家計負担を軽減させることが望まれている。

文科省が発表した「令和3年度学校給食実施状況等調査結果」では、給食費の月額平均は公立小学校が4,477円、前回平成30年度調査に比べて3%増え、公立中学校の月額平均も5,121円で3.6%増えており、経済的負担が重くのしかかっている。さらに言えば、令和4年度以降は、ウクライナ侵攻や円安の影響で、小麦や油を中心に食材はさらに高騰しており、学校給食を提供する各現場では厳しいやり繰りが続いている。

そのような中、学校給食法では食材費は保護者負担と規定されているが、現在、約3割の自治体が小中学校の給食費の無償化を実施している。無償化に踏み切った自治体は、「子育て世帯を支えたい」としているが、財源確保に躍起である。一方、コロナ禍により財政余力の乏しい自治体もあり、財政事情による自治体間格差が広がることも懸念されている。

国が3食のうち1食に責任を持つ学校給食の無償化は、政府が進めようとしている「異次元の少子化対策」にもつながり、時代の要請にもかなっていると言える。

よって、子育て世帯の経済的負担を軽減し、学校給食の柱の一つでもある食育の推進の効果も大きい給食費の無償化に向けて、自治体への支援を国の政策として進めることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 5年 7月 5日

大分県中津市議会